



業種別の主な償却資産の例

・償却資産申告書に記載する耐用年数は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（別表第一、別表第二、別表第五及び別表第六）」に掲げる耐用年数です。

業 種	主な償却資産 〈 〉内の数字は耐用年数
共 通	門・塀（金属造〈10〉、コンクリート造〈15〉、石造〈35〉）／植栽（工場緑化施設除く）〈20〉／舗装路面・外構（アスファルト敷〈10〉、コンクリート敷・れんが敷・石敷〈15〉）／広告用のもの（広告用金属製のもの〈20〉、広告用その他〈10〉）／立て看板及び広告器具（店頭を立て看板やネオンサイン、気球等）〈3〉／屋外給排水設備〈15〉／屋外電気設備〈15〉／屋外ガス設備〈15〉／機械式駐車設備（ターンテーブル及び機器）〈10〉／日よけ（主として金属製のもの）〈15〉／パソコン〈4〉／プリンター〈5〉／テレビ〈5〉／コピー機〈5〉／レジスター〈5〉／応接セット（接客業用〈5〉、その他〈8〉）／ルームエアコン〈6〉／冷蔵庫〈6〉／洗濯機〈6〉／LAN設備（LANボード、ルーター等）〈10〉／自動販売機〈5〉／ロッカー〈15〉／タイムレコーダー〈5〉／太陽光発電システム〈17〉／事務機・椅子（主として金属製のもの）〈15〉／カーテン〈3〉／じゅうたん（小売業用・接客業用・放送用・劇場用〈3〉、その他のもの〈6〉）／金庫（手提げ金庫〈5〉、その他のもの〈20〉）／室内装飾品（主として金属製のもの〈15〉、その他のもの〈8〉）／キャビネット（主として金属製のもの）〈15〉等
農 業	果樹だな〈17〉／ビニールハウス（基礎がなく、材質の耐久性がないもの）〈8〉／トラクター（自動車税・軽自動車税の課税対象とならないもの）〈7〉／耕運機〈7〉／脱穀機〈7〉／野菜洗浄機〈7〉／ほだ木〈3〉等
製 造 業	食料品製造業用設備〈10〉／木材又は木製品（家具を除く）製造業用設備〈8〉／家具業又は装飾品製造業用設備〈11〉／電気機械器具製造業用設備〈7〉／プラスチック製品製造業用設備〈7〉／フォークリフト（自動車税・軽自動車税の課税対象とならないもの）〈4〉等
印 刷 業	デジタル印刷システム設備〈4〉／製本業用設備〈7〉等
建 設 業	パワーショベル（ユンボ）〈8〉／ブルドーザー〈8〉／フォークリフト（自動車税・軽自動車税の課税対象とならないもの）〈4〉等
小 売 業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機付及び冷蔵機付〈6〉、その他のもの〈8〉）／冷蔵庫〈6〉／簡易間仕切り〈3〉等
飲食店業	厨房設備〈8〉／室内装飾品（主として金属製のもの〈15〉、その他のもの〈8〉）／家具（接客業用）〈5〉／電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器〈6〉／食事又は厨房用品（陶磁器製又はガラス製のもの〈2〉、その他のもの〈5〉）／カラオケ機器〈5〉等
クリーニング業	洗濯機〈13〉／脱水機〈13〉／乾燥機〈13〉／プレス機〈13〉等
理容・美容業	理容・美容椅子〈5〉／洗面・洗髪設備〈5〉／パーマ器〈5〉／タオル蒸器〈5〉／ドライヤー〈5〉等
医（歯科）業	手術機器〈5〉／消毒殺菌用機器〈4〉／診察用ベッド〈8〉／レントゲン装置（移動式のもの〈4〉、その他のもの〈6〉）／歯科診療用ユニット〈7〉／ファイバースコープ〈6〉／調剤機器〈6〉等
不動産貸付業	受変電設備〈15〉／発電機設備〈15〉／蓄電池設備〈6〉／中央監視制御装置〈15〉／消火器具〈8〉／サイクルポート（自転車置き場）〈10〉／ゴミストッカー（ゴミ置き場）〈7〉／集合ポスト〈7〉／宅配ボックス〈10〉等
駐車場業	舗装路面（アスファルト敷〈10〉、コンクリート敷〈15〉）／駐車装置（パーキング装置）〈10〉／ターンテーブル〈10〉等
娯 楽 業	パチンコ台〈2〉／パチスロ台〈3〉／玉貸機〈5〉／還元機〈10〉／台取付工事（（島）木製のもの）〈5〉／照明設備〈15〉／ゲーム機〈2〉／両替機〈5〉／接客用家具〈5〉等
ガソリンスタンド	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備〈8〉等